

第3期「加東市教育振興基本計画」の策定について

1 策定の趣旨

本市では、平成23年3月に「加東市教育振興基本計画」（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定し、その成果と課題を踏まえ、平成28年3月に「第2期加東市教育振興基本計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）を策定し、第1期計画に引き続き、「【人間力の育成】－学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！－」を基本理念とし、教育の充実に取り組んできました。

令和2年度末に計画期間の満了を控え、国の「第3期教育振興基本計画」（平成30年度～令和3年度）や兵庫県の「第3期ひょうご教育創造プラン」（令和元年度～令和5年度）の策定内容などを踏まえ、加東市がめざす教育の方向性と今後講ずるべき教育の施策等を示す「第3期加東市教育振興基本計画」を策定します。

2 第3期「加東市教育振興基本計画」の概要

(1) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 策定時期

令和3年3月（予定）

(3) 計画の位置づけ

- ・国の「第3期教育振興基本計画」、兵庫県の「第3期ひょうご教育創造プラン」を踏まえながら、教育基本法第17条第2項に基づく本市の教育施策に関する基本的な計画
- ・本市の市政運営の柱となる「第2次加東市総合計画」の教育施策に関する部門別計画とし、本市の教育のめざすべき方向とその実現に必要な施策を示すもの
- ・第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画（令和2年度～令和11年度）、第3次加東市男女共同参画プラン（令和元年度～令和5年度）、第2期加東市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度）、加東市障害者基本計画（平成30年度から令和5年）と関連する計画

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(4) 計画の対象

家庭教育、幼児期から義務教育までの学校教育、社会教育（図書館、公民館、文化・スポーツ等）など教育施策に関する計画

3 加東市教育振興基本計画策定委員会 スケジュール（案）

●市長から諮問（6月19日）

第1回（7月2日）

〔当局説明〕

○計画策定の趣旨及び検討スケジュール

〔協議事項〕

○第2期教育振興基本計画の成果と課題

第2回（8月中旬）

〔協議事項〕

○第3期教育振興基本計画の骨子案（基本理念、基本方針、構成等）

第3回（9月下旬）

〔協議事項〕

○第3期教育振興基本計画の素案検討

第4回（11月中旬）

〔協議事項〕

○第3期教育振興基本計画の素案検討

★12月中旬から1月上旬 パブリックコメント（1か月）

第5回（令和3年1月下旬）

〔協議事項〕

○第3期教育振興基本計画最終案

●市長へ答申（令和3年2月）

国及び県の教育振興基本計画の概要

国：第3期教育振興基本計画(概要)		県：第3期ひょうご教育創造プラン(概要)			
計画期間	平成30年度から令和4年度までの5年間	計画期間	令和元年度から令和5年度までの5年間		
2030年以降の社会を展望した教育施策の重点事項 第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿目指す		<p align="center">兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり ～「未来への道を切り拓く力」の育成～</p> <p>[めざす人間像] ○人生100年を通じて知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力する人 ○ふるさとを愛し、ともに支え合いながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人 ○日本の伝統と文化を基盤として、創造力と多様な人々との共生の心を持ち、国内外で活動する人</p> <p>[育み培う心、力、態度] ○自立する人として ・生命(いのち)を尊び、自然を大切に ・健やかな身体を育み、豊かな情操と道徳心をもつ ・幅広い知識と教養を身に付け、生涯にわたって個性や資質・能力を伸ばす ・思いやりや寛容の心を持ち、人権を尊重する ・失敗を恐れず、困難や逆境に立ち向かう</p> <p>○社会で活動する人として ・基本的なルールを遵守し、役割や責任を持ってよりよい社会づくりに向けて主体的に行動する ・周囲とコミュニケーションを図りながら問題を発見し、創造的に解決する ・他者を尊重するとともに、異なる文化や価値観を理解し、多様な人々と共生する</p> <p>○ひょうご人(ふるさとに誇りをもち、多様な人々と協働して五国を支える人)として ・震災の教訓を踏まえ、地域に学び、地域を担い、ふるさと兵庫の発展に取り組む ・兵庫が有する多様な伝統や芸能・文化を尊重し、ふるさと兵庫や日本を愛する ・国際社会の平和や発展に向けて、次代の兵庫、日本、世界を舞台に活躍する</p>			
<p>《個人と社会の目指すべき姿》</p> <p>(個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成</p> <p>(社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現 社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展</p> <p>《教育施策の重点事項》</p> <p>○「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要</p> <p>○教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育施策の中心に据えて取り組む</p>					
基本的な方針 1	夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する			基本方針 1	「生きる力」を育む教育の推進
＜主として初等中等教育段階＞				基本的方向(1)	「確かな学力」の育成
目標(1)	確かな学力の育成			基本的方向(2)	「豊かな心」の育成
目標(2)	豊かな心の育成	基本的方向(3)	「健やかな体」の育成		
目標(3)	健やかな体の育成	基本的方向(4)	兵庫型「キャリア教育」の推進		
＜主として高等教育段階＞		基本的方向(5)	特別支援教育の推進		
目標(4)	問題発見・解決能力の修得	基本的方向(6)	幼児期の教育の充実		
＜生涯の各段階＞		基本的方向(7)	高等教育(大学)の推進		
目標(5)	社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成	基本方針 2	子どもたちの学びを支える環境の充実		
目標(6)	家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	基本的方向(1)	教職員の資質・能力の向上		
基本的な方針 2	社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	基本的方向(2)	学校の組織力の強化		
目標(7)	グローバルに活躍する人材の育成	基本的方向(3)	修学環境の整備・充実		
目標(8)	大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	基本的方向(4)	私学教育の振興		
目標(9)	スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	基本的方向(5)	家庭と地域による学校と連携した教育の推進		
基本的な方針 3	生涯学び、活躍できる環境を整える	基本方針 3	人生100年を通じた学びの推進		
目標(10)	人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	基本的方向(1)	主体的に生きるための学びと場の充実		
目標(11)	人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	基本的方向(2)	文化財等地域資産の活用		
目標(12)	職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	基本的方向(3)	「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくりの推進		
目標(13)	障害者の生涯学習の推進				
基本的な方針 4	誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する				
目標(14)	家庭の経済状況や地理的条件への対応				
目標(15)	多様なニーズに対応した教育機会の提供				
基本的な方針 5	教育政策推進のための基盤を整備する				
目標(16)	新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等				
目標(17)	ICT利活用のための基盤の整備				
目標(18)	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備				
目標(19)	児童生徒等の安全の確保				
目標(20)	教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革				
目標(21)	日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化				